

生涯学習分科会における部会の設置について（案）

令和 7 年 月 日
中央教育審議会
生涯学習分科会

中央教育審議会令（平成十二年政令第二百八十号）第 6 条、中央教育審議会運営規則（令和 7 年 3 月 1 7 日中央教育審議会決定）第 4 条の規定に基づき、中央教育審議会生涯学習分科会に次の部会を設置する。

○社会教育の在り方に関する特別部会

（調査審議事項）

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策に関する専門的な調査審議を行うこと。

（設置期間）

社会教育の在り方に関する特別部会の設置が決定した日から調査審議が終了するまでとする。

○日本語教育部会

（調査審議事項）

我が国における外国人に対する日本語教育の推進に関する専門的な調査審議を行うこと。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第 1 5 条の規定に基づき中央教育審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

（設置期間）

日本語教育部会の設置が決定した日から令和 9 年 3 月 9 日までとする。